

福祉用具購入費申請等に係る留意点について

令和6年度制度改正により、一部の福祉用具は、貸与で使うのか、購入で使うのかを利用者の選択制となります。制度改正の内容については、介護保険最新情報等国からの通知で明らかとなりますので、取り扱いについては注意してください。

また、令和6年4月から申請書様式を変更します。特定福祉用具販売事業者及び介護支援専門員におかれましては、被保険者（申請者）が購入費支給申請の際に最新の様式を使用できるよう支援をお願いします。

なお、ここでは令和5年度にあった留意が必要な具体的事例を下記のとおりまとめましたので、書類作成の参考にしてください。

不支給や支給決定に時間を要した事例

- ・被保険者が死亡後に福祉用具の費用を支払った。

福祉用具は領収書記載の領収日（＝購入日）を基準日として審査を行うため、領収日時点で被保険者が入院・入所し、その後在宅へ戻らなかった場合や亡くなった場合は給付対象外となります。

- ・福祉用具の製造事業者名を誤って記載した。

当市では適正な福祉用具の選定が行われるよう、（公財）テクノエイド協会のホームページに掲載のある福祉用具について、給付対象としています。

申請に当たっては、必ず（公財）テクノエイド協会のホームページ「福祉用具情報システム（T A I S）」にて福祉用具を調べたうえで、申請書にT A I Sコードを記入し、申請書に添付の福祉用具のパンフレットには、必ず製造事業者名及びT A I Sコードが記載されているものを添付してください。

担当：介護保険課 給付係

TEL：(0258) 39-2245

FAX：(0258) 39-2278